

# 徳島県地区防災計画策定マニュアル

令和5年3月

徳島県



# 目 次

1. はじめに .....	1
2. 地区防災計画とは .....	2
3. 計画の進め方 .....	3
4. 計画の作成 .....	5
ステップ① 地区全体の防災意識の向上を図る 計画策定主体、対象範囲、目的・目標を決める .....	5
ステップ② 地区の「特性」を知り、見える化する .....	7
ステップ③ 平常時及び災害時の活動内容を検討する 地区の活動体制を検討する .....	9
ステップ④ 計画を提案する .....	18
ステップ⑤ 作成した計画をもとに訓練を行う .....	19
ステップ⑥ 訓練をもとに地区防災計画を見直す .....	19

## 巻末資料集

資料1. 計画策定の参考となる資料等

資料2. 防災まち歩き・ワークショップでの意見の整理について（参考）

資料3. タイムライン作成について（参考）

様式1. 組織体制（班編成表）

様式2. 指定避難所及び指定緊急避難場所一覧

様式3. 備蓄品等保管場所一覧

様式4. 関係機関等連絡先一覧

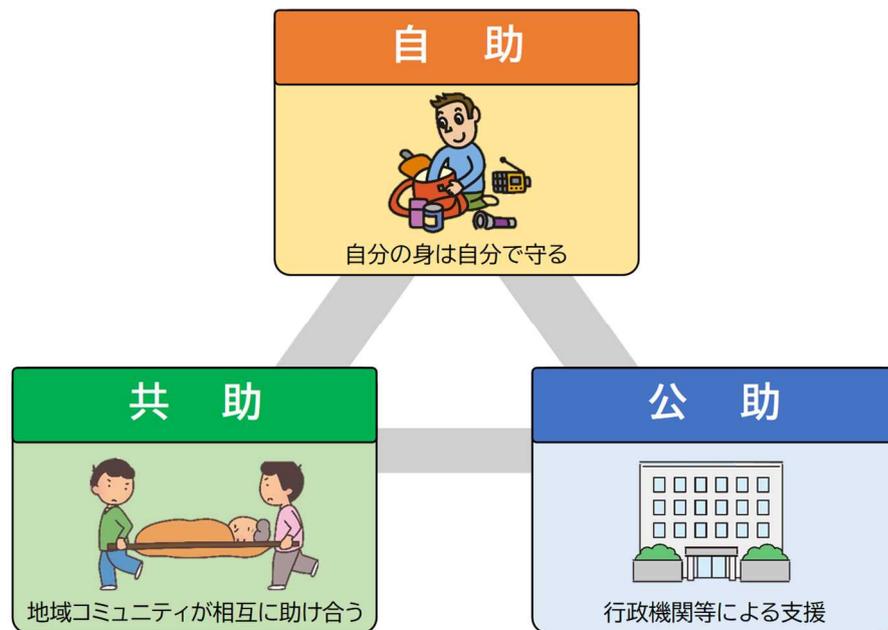


## 1. はじめに

南海トラフ巨大地震、中央構造線・活断層地震のような大規模地震、平成30年7月豪雨や令和2年7月豪雨といった甚大な被害が発生した豪雨災害など、市町村の行政機能が麻痺するような大規模災害が発生した場合には、県内の広い地域で大きな被害が予想されています。これらの災害による被害を最小限に抑えるためには、行政・警察・消防機関などによる「公助」だけでなく、自分の身は自分で守る「自助」、地区の安全を地域コミュニティが助け合って守る「共助」の全てが連携・協働することが大変重要です。

東日本大震災においても、自助、共助及び公助がうまくかみあわないと、災害対応が円滑に進まないことが強く認識されました。

市町村の行政機能が麻痺するような大規模広域災害が発生した場合には、まずは、自分自身で自分の命や身の安全を守り、その上で、地域コミュニティでの相互の助け合いがより重要となってくるのです。



このため、平成25年の災害対策基本法改正において、「自助」及び「共助」に関する規定が追加されるとともに、地域コミュニティにおける共助による防災活動推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（以下、「地区居住者等」という。）が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が新たに創設され、平成26年4月に施行されました。

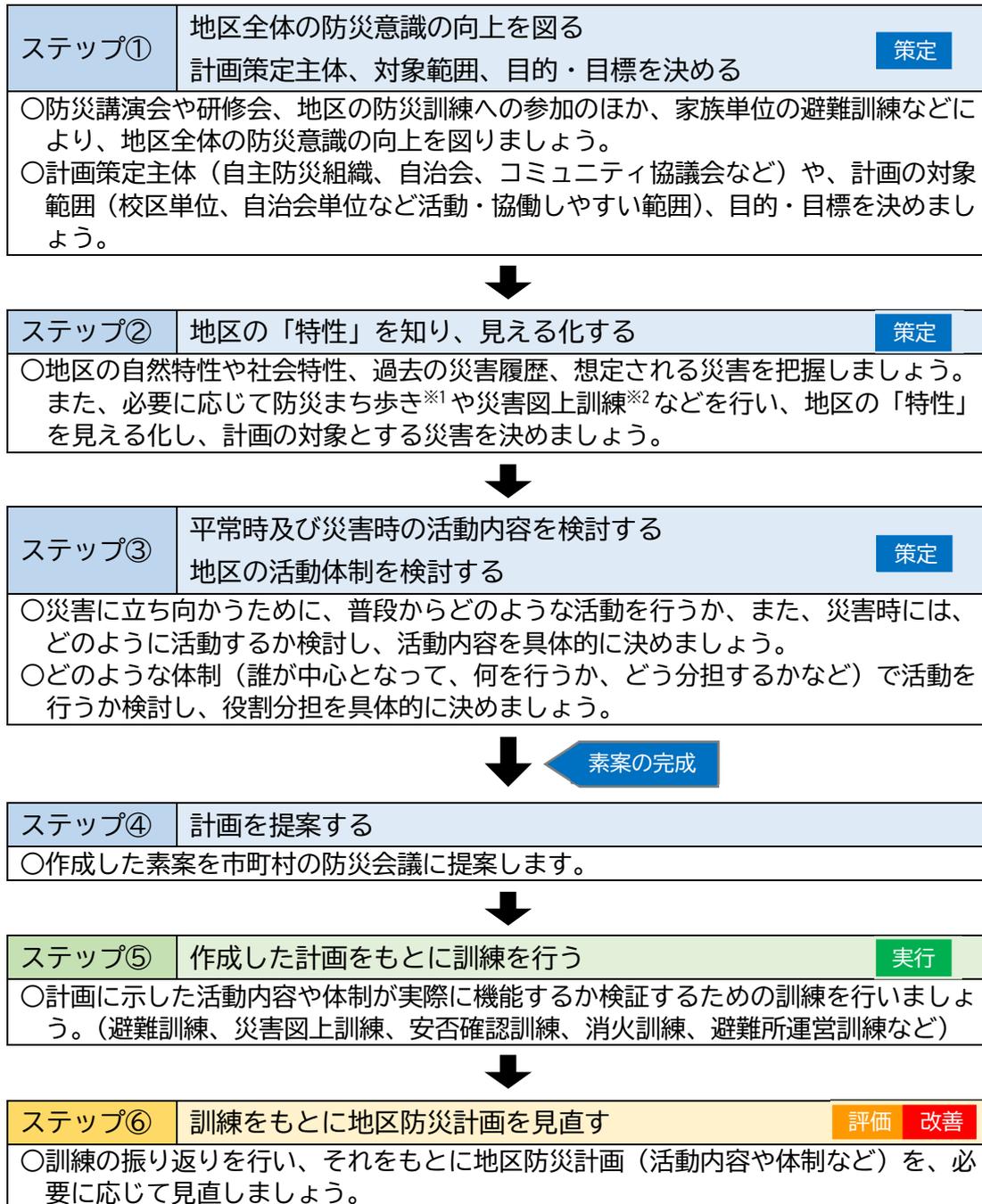
本マニュアルは、地区防災計画を策定する際の進め方、計画に記載すると良い項目や内容を示し、地区居住者等の方々が地区防災計画を策定する際の参考としていただくためのものです。



### 3. 計画の進め方

地区防災計画は、それぞれの地区の状況に応じて計画の内容を自由に設定することができます。本マニュアルでは、計画作成の手順や掲載項目の一例を示します。

#### (1) 計画策定・実行・評価・改善の流れ（フローチャート）



※1 防災まち歩き  
実際に地区を歩き、危険箇所などを確認して地図などに記入し、防災マップやその素案を作る活動のこと。

※2 災害図上訓練  
地図を用いて災害対策を検討する訓練のこと。

## (2) 行政組織や研究組織への相談

内閣府の地区防災計画ガイドラインでは、最新の行政の取組状況や他の地区の先進的な事例を知るために、計画策定の早い段階で、市町村などの行政関係者や、学識経験者等の専門家の解説・アドバイスを求めることが有効であるとされています。

これにより、地区の特性に関する情報収集(P.7参照)などの相談を行えるほか、市町村地域防災計画の内容や地区防災計画提案制度の理解を深めるためにも、事前に市町村に相談することをお勧めします。

## (3) 計画に盛り込む項目

計画に盛り込む項目は、各地区の特性に応じて設定しましょう。内閣府が示す地区防災計画に盛り込む項目例は、以下のとおりです。

### △△地区防災計画

#### 1 計画の対象地区の範囲

△△市△△町

#### 2 基本的な考え方

- (1) 基本方針(目的)
- (2) 活動目標
- (3) 長期的な活動計画

#### 3 地区の特性

- (1) 自然特性
- (2) 社会特性
- (3) 防災マップ

#### 4 防災活動の内容

- (1) 防災活動の体制(班編成)
- (2) 平常時の活動
- (3) 発災直前の活動
- (4) 災害時の活動
- (5) 復旧・復興期の活動
- (6) 市町村等、消防団、各種地域団体、ボランティア等との連携

#### 5 実践と検証

- (1) 防災訓練の実施・検証
- (2) 防災意識の普及啓発
- (3) 計画の見直し



(参照:「地区防災計画ガイドライン」内閣府(防災担当),平成26年3月)

## 4. 計画の作成

### ステップ① 地区全体の防災意識の向上を図る 計画策定主体、対象範囲、目的・目標を決める

#### (1) 地区全体の防災意識の向上を図る

市町村や県、大学など様々な団体が開催する防災講演会や研修会に参加し、または自分たちで開催して、防災意識を向上させましょう。

また、講演会等で学んだことを持ち帰って、家庭でも防災について考えましょう。

市町村や地区の防災訓練に参加したり、家族で避難訓練を行うなど、実際に防災活動をするのも防災意識向上の手段の1つです。

地区全体で防災に向き合い、「共助」の輪を広げ、一丸となって防災力を高めていくという意識を醸成しましょう。



#### (2) 計画策定主体を決める

計画策定の中心となる組織を決めましょう。〇〇自主防災組織、〇〇町内会、〇〇コミュニティ協議会など、既存の組織でも構いません。1つの組織をベースに消防団や社会福祉協議会、商工会、学校関係者など、いろいろな立場の方に参画してもらい、1つの検討委員会を作る方法もあります。

ただし、地区住民全員のための計画であることを忘れずに、自治会の役員会や検討委員会の話し合いだけで完結せず、広く地区住民の方々が地区防災計画に触れられ、考え、意見することができるよう勉強会や研修会も実施しましょう。

複数の組織が集まっている連合組織を主体とする場合には、基本的な項目を盛り込んだ「全体計画」と組織ごとの詳細な項目を盛り込んだ「個別計画」を作成する方法もあります。

★ (計画の策定主体) → **地区防災計画ひな形 表紙、P.2 参照**

### (3) 計画の対象範囲を決める

計画の対象となる範囲(地区)を決めましょう。具体的に〇〇市(または町、村)△△地区といったように、市町村名と地区名を列記しましょう。自主防災組織単位、自治会単位、校区単位など活動しやすい、協働しやすい範囲を設定しましょう。また、近隣地区と活動範囲が重なる部分については、考え方をすり合わせるなど、相互に連携しましょう。

★(計画の対象範囲) → **地区防災計画ひな形 表紙、P.2 参照**

### (4) 計画の目的・目標を決める

計画を策定する目的と、地区の防災活動における上での目標を決めましょう。

★(計画の目的・目標) → **地区防災計画ひな形 表紙、P.3 参照**

## ステップ② 地区の「特性」を知り、見える化する

### (1) 地区の「特性」を知る

過去にどのような災害があったのか、どのような災害が想定されているのか、危険箇所はあるのか、どう避難するのかなど、地区の「特性」について知るため、以下に示す事項について調べましょう。



自然特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○過去にどのような災害があったか（市町村の記録誌や記念碑で確認、居住歴の長い方に聞き取り）</li> <li>○どのような災害（台風や大雨に伴う洪水や土砂災害、高潮被害、地震・津波による被害など）が想定されているか（市町村が作成するハザードマップや県が公開している災害関連情報で確認）</li> <li>○危険箇所の有無（必要に応じて、防災まち歩きなどで実際に確認）</li> </ul>
社会特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○面積</li> <li>○人口</li> <li>○世帯数</li> <li>○高齢化率</li> <li>○耐震化率</li> <li>○備蓄状況（水、食料、簡易トイレ、毛布、医薬品など）</li> <li>○避難行動要支援者の状況（高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人など）※</li> <li>○指定避難所、指定緊急避難場所はどこにあるか。（市町村防災担当窓口への問合せ、市町村のホームページやハザードマップなどで確認）</li> </ul>

※各市町村において、避難行動要支援者名簿が作成されています。個人情報を含むため、情報提供の条件が定められています。

★（社会特性、自然特性、過去の災害等） → [地区防災計画ひな形 P.3～P.4 参照](#)

★（災害関連情報、ハザードマップ等） → [地区防災計画ひな形 P.5～P.16 参照](#)

### (2) 地区の「特性」を見える化する

地区居住者等の中には、居住歴が長い人もいれば移り住んで数年の人、地区内に詳しい人、そうではない人もいます。計画の対象範囲が大きくなる場合や、土地勘のない居住者が多い場合など、必要に応じて、地区内の実情をより理解しやすいよう防災まち歩きを行いましょう。

防災まち歩きを行うことで、地区内の危険箇所の状況、指定避難所や指定緊急避難場所への避難経路などを確認し、地区の実情に合った地区独自の防災マップを作成しましょう。

### ① 防災まち歩き

前頁の(1)で調べた過去の災害や被害想定を踏まえつつ、あらためて地区の指定避難所、指定緊急避難場所、避難経路、危険箇所の実態を昼間と夜間のそれぞれ実際にまち歩きをして確認しておきましょう。

まち歩きをする場合、対象範囲を歩きながら地図に危険箇所や防災施設等を記入し、必要に応じて写真撮影やメモを取りましょう。

行政やボランティア等まち歩きに協力してくれる人と一緒に行くことも効果的です。また、子ども達にも参加してもらうことで、子どもの目線で危ない場所などの確認を行うことも大切です。



### ② 防災マップの作成

ワークショップなど、住民の方に集まってもらう場を設け、日常生活で把握していることに加え、上記①で調べた情報をもとに防災マップを作成しましょう。防災マップは、多くの人に地区の安全な場所や危険な場所を認識してもらい、安全な場所に避難するための方法等について検討するための材料となります。そのため、重要と思われる事項を整理しておきましょう。その一例を以下に示します。

- ◆ 地区住民が利用する避難場所の一覧（住民が利用する可能性があれば地区外の避難場所も含めましょう）
- ◆ 地区の危険箇所など、地区の課題点（対処が必要と思われるもの）
- ◆ 地区の課題点への対処方法の検討案（今後行政へ要望するものなど）

なお、地区の危険箇所をマップに掲載する場合、その危険箇所となる土地・建物等の所有者に許可をいただいでから表示しましょう。

★（防災マップの掲載例）→ [地区防災計画ひな形 P.17 参照](#)

★（防災マップの作成手順例）→ [マニュアル巻末資料集 資料2参照](#)

### (3) 計画の対象とする災害を決める

地区の特性を把握することで、どのような災害に対して、どのように備えていくか、対応していくかなど、各事項を計画に反映させていくことができます。このとき、地区の実情に応じて、計画の対象とする災害を絞り込むことも可能です。

★（計画の対象とする災害）→ [地区防災計画ひな形 P.18 参照](#)

### ステップ③ 平常時及び災害時の活動内容を検討する 地区の活動体制を検討する

#### (1) 平常時

いざという時に地区の力が発揮できるよう、平常時において地区の住民が協力して取り組む防災活動について検討しましょう。1度きりで終わってしまう活動ではなく、振り返りや見直しを行える活動や継続的に行える活動になるようにしましょう。



#### <作成の視点例>

防災知識の普及・啓発	○防災対策では、地区住民一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要です。地区住民への防災知識の普及や啓発活動を行いましょう。
地区内の危険箇所の把握	○地区での防災対策を行うには、その地区の実情を知ることが必要不可欠です。地区で協力して、防災まち歩きや災害図上訓練などを通して、地区内の危険箇所や防災上問題のある場所などを確認し、改善するための働きかけなどを行いましょう。 ○必要に応じて、防災マップの検証・見直しを行いましょう。
指定避難所・指定緊急避難場所・避難経路の確認	○災害時には素早く、安全に避難することが必要です。地区住民の一人ひとりが、自分が避難する指定避難所・指定緊急避難場所を確認するとともに、そこへの避難経路も確認しておき、危険な場所がないか事前に把握しておきましょう。 ○避難場所や避難経路の定期的な整備（照明の点灯状況の確認、避難スペースや経路上の草刈りなど）を行いましょう。
防災資機材の点検、食料等の備蓄	○防災資機材や備蓄物資は、災害時の対応やその後の生活に役立ちます。地区で防災資機材や備蓄物資を整備し、日頃の点検・整理や使い方を確認しましょう。 ○防災資機材や備蓄物資の保管場所については、災害時に使用できるか確認して選びましょう。
防災訓練の実施	○防災訓練は、災害時に、素早く、的確に行動するために欠かせない活動です。地区住民に積極的な参加を呼びかけて、訓練を行い、災害時の動きを確認しましょう。防災訓練後には、訓練の振り返り等を行い、必要に応じて活動内容や体制の見直しを行うとともに、訓練内容もあわせて改善していきしょう。

★（平常時の役割） → **地区防災計画ひな形 P.19～P.21 参照**

## (2) 災害時

災害時における取り組みについても、必要な役割などについて検討しましょう。災害時には、多くの負傷者の発生、家屋の倒壊、火災など様々な事態が発生する可能性があります。そのような状況下において、情報収集や救出・救護など、地区でどのようなことができるか事前に考えておく必要があります。いざ災害が起きてから考えようとしても、災害発生直後には話し合う余裕はありません。



活動は、市町村等とも連携しながら、協力して災害に立ち向かいましょう。

## &lt;作成の視点例&gt;

情報収集・伝達	○防災行政無線・テレビ・ラジオ等から正しい情報を収集し、地区住民に伝達しましょう。また、地区内の被災状況や負傷者の情報、火災発生状況などを取りまとめ、市町村の災害対策本部等の防災関係機関へ報告しましょう。
初期消火	○消防団員や消防署員が到着するまでの間、火災の延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行いましょう。あくまで初期消火であるため、無理はせず、消防団員や消防署員の到着後は、その指示に従うようにしましょう。
救出・救助、救護活動	○自分自身の安全に注意しながら、地区住民で協力して負傷者や倒壊した家屋の下敷きになった人の救出・救助活動を行いましょう。 ○救出・救助後は、適切な応急手当を行いましょう。重傷者・中等傷者がいる場合には、消防機関に通報し、救護所等の医療救護施設に搬送するなど、救護活動を行いましょう。
避難誘導	○防災マップや、地区内の被災状況を確認しながら、指定避難所や指定緊急避難場所に安全に避難しましょう。地区で避難誘導や呼びかけを行うなど、地区住民が避難しやすくなるような工夫をしましょう。 ○高齢者や障がい者などの避難に支援が必要な方については、個別に具体的な支援計画を作ることが有効です。お住まいの市町村とも相談のうえ、家族や福祉関係者などと事前に話し合っておくことが有効です。
避難所運営	○行政やボランティア団体等と連携し、地区住民全体で避難所の運営に当たりましょう。 ○役割分担や避難所のルール、食料の配布方法など事前に話し合っておきましょう。「避難所運営マニュアル」といった形でまとめることが有効です。

★（災害時の役割）→ **地区防災計画ひな形 P.22 参照**

### (3) 地区の活動体制を考える

#### ① 組織体制

地区内で自主的な活動体制を整備するため、その体制を取りまとめる会長1名、副会長2名程度等を決め、各メンバーの平常時、災害時等における役割分担を具体的に定めた班編成を行いましょよう。

なお、班編成は、組織の規模や地域の実情を踏まえ、最低限必要だと思われる班編成から徐々に編成を充実させると効果的です。

★ (活動体制) → **地区防災計画ひな形 P.23~P.24 参照**

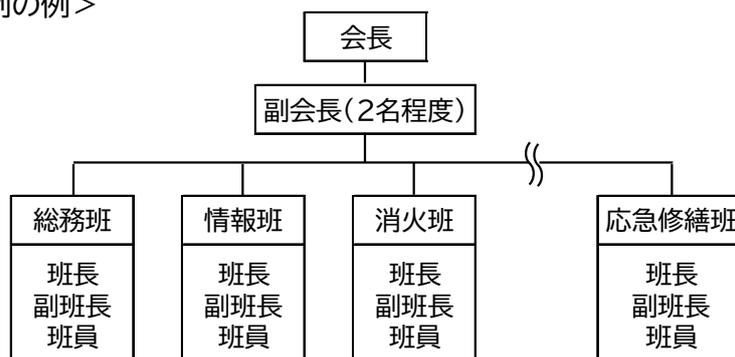
★ (班編成表) → **マニュアル巻末資料集 様式1 参照**

#### <班編成の例>

班名	平常時の役割	災害時の役割
総務班	→ 全体調整、要配慮者の把握	全体調整、被害・避難状況の全体把握
情報班	→ 情報の収集・共有・伝達	情報の収集・共有・伝達(状況把握、報告活動等)
消火班	→ 器具点検、防災広報	初期消火活動
救出・救護班	→ 資機材調達・整備	負傷者等の救出、救護活動
避難誘導班	→ 指定避難所、指定緊急避難場所、避難経路等の確認	住民の避難誘導活動
給食・給水班	→ 器具点検	水、食料等の配分、炊き出し等の燃料確保、給食・給水活動
連絡調整班	→ 災害時の対応などについて、近隣の他団体との事前調整	災害時の対応などについて、他団体との調整
物資配分班	→ 個人備蓄等の啓発活動	物資配分、物資需要の把握
清掃班	→ ごみ処理対策の検討	ごみ処理の指示
衛生班	→ 仮設トイレの対策検討	防疫対策、し尿処理
安全点検班	→ 危険箇所の巡回・点検	二次災害軽減のための広報
防犯・巡回班	→ 警察との連絡体制の検討	防犯・巡回活動
応急修繕班	→ 資機材の修繕、技術者との連携検討	応急修理の支援

(参照:「地区防災計画ガイドライン」内閣府(防災担当),平成26年3月)

#### <組織体制の例>



4. 計画の作成

② 避難

避難方法や避難先、避難生活に必要なものなど、避難に関する体制を整えるために必要な情報も整理しておきましょう。

避難については、市町村や消防機関等と十分協議の上で、避難計画やタイムライン等を作成し、関係者に周知徹底しておくことが重要です。その際には、指定避難所及び指定緊急避難場所を確認し、そこに至るまでの避難経路や、安全に避難する方法（徒歩、自転車、自動車等）について十分に検討しておきましょう。

具体的には、地区の地形、危険な場所、建物耐震化の状況、避難時間等を考慮して、避難経路を決めます。なお、想定される災害の種別や規模によって、複数の経路を選定しておくことが重要となります。

★（タイムラインの作成）→ [マニュアル巻末資料集 資料3参照](#)

ア 指定避難所・指定緊急避難場所

地区内及び地区外の主要な指定避難所・指定緊急避難場所等について、各災害種別で適した施設があるのか、事前に確認して整理しておきましょう。

指定避難所	災害により家に戻れなくなった住民等を、仮設住宅の確保や生活をする場所が確保できるまでの間に滞在させるための施設です。主に体育館や公民館など、生活空間が確保できる場所などが指定されています。
指定緊急避難場所	災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から命を守るために緊急的に避難する施設または場所です。同一の施設や場所が全ての災害種別に対して安全な避難場所であるとは限らないため、日頃からどの避難場所がどの災害に対応しているかを確認することが大切です。

以下に、指定避難所・指定緊急避難場所等一覧の記載について例示します。

<指定避難所・指定緊急避難場所等一覧の記載例> 

	施設名	所在地	対応災害						
			津波	洪水	高潮	内水氾濫	土砂災害	大規模火事	地震
指定避難所	○○小学校 体育館	A市B町字C1-1		○	○	○	○	○	○
	◇◇中学校 体育館	A市B町字D2-2		○	○	○	○	○	○
	△△公民館	A市B町字E3-3		○	○	○			○
	☆☆会館	A市C町字F1-1	○	○	○	○	○	○	○

	施設名	所在地	対応災害						
			津波	洪水	高潮	内水氾濫	土砂災害	大規模火事	地震
指定緊急避難場所	〇〇小学校 校舎2階以上	A市B町字C1-1	○	○	○	○	○		
	〇〇小学校「グラウンド」	A市B町字C1-1						○	○
	◇◇中学校 校舎2階以上	A市B町字D2-2	○	○	○	○	○		
	◇◇中学校「グラウンド」	A市B町字D2-2						○	○
	B町津波避難タワー	A市B町字F4-4	○						
	□□ホール 屋上	A市B町字G5-5	○						

★（一覧の掲載例） → [地区防災計画ひな形 P.25 参照](#)

★（一覧の様式） → [マニュアル巻末資料集 様式2 参照](#)

#### イ 避難行動要支援者

東日本大震災では、犠牲者の過半数を65歳以上の高齢者が占め、また、障がいを持つ方の犠牲者の割合が、障がいを持たない方の2倍程度に上ったと推計されています。

こうした被災傾向は、過去の大規模な震災・風水害等においても共通してみられるもので、災害時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な方に対する避難支援等の強化が重要になっています。

そのためには、日頃から、地区居住者等と要配慮者が顔の見える関係を形成し、災害発生時に要配慮者が迅速に避難できるような体制を整え、事前に十分な訓練を行う必要があります。

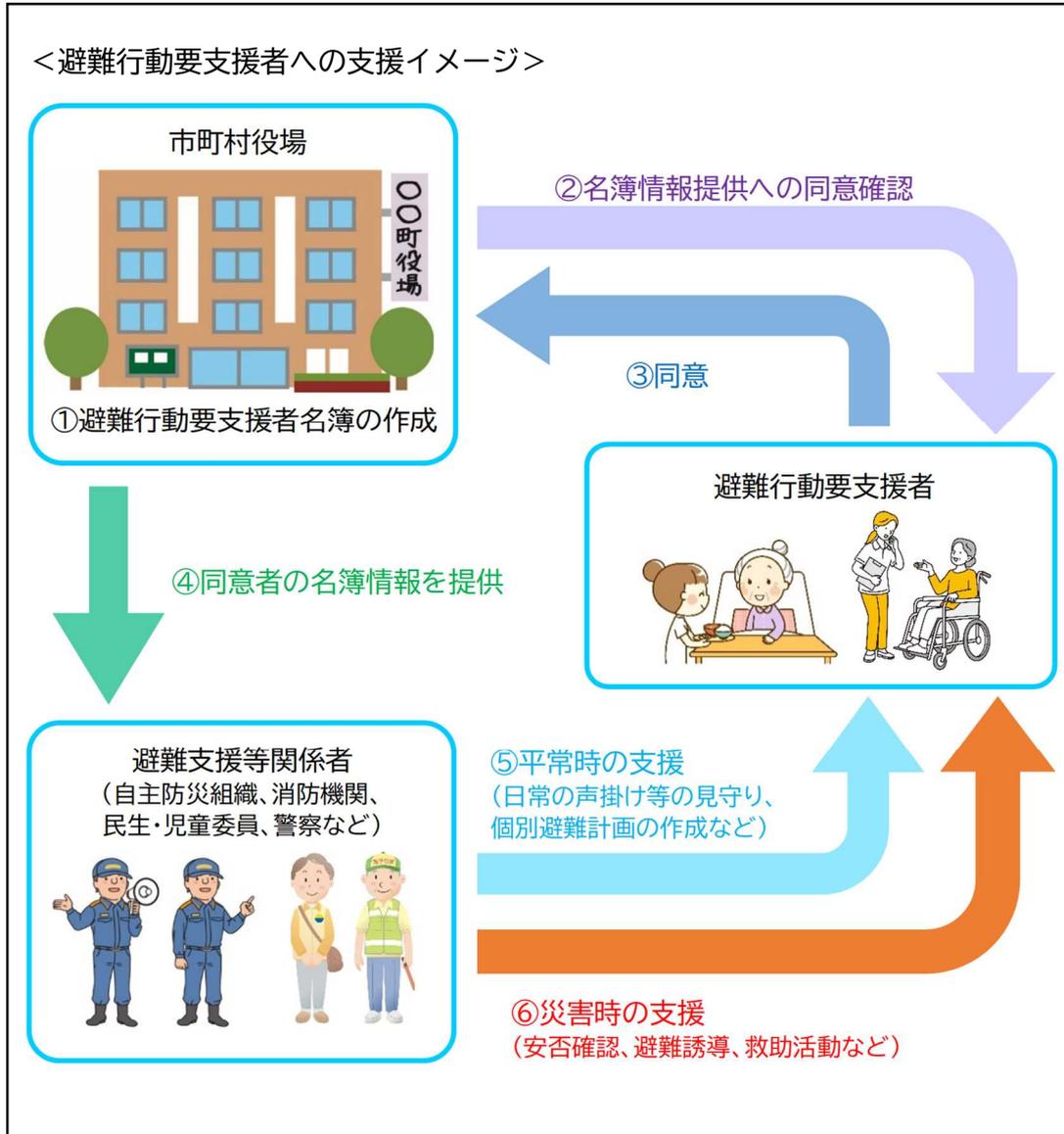
平成25年の災害対策基本法改正において、災害発生時の避難に特に支援を要する者の名簿（避難行動要支援者名簿<sup>※1</sup>）の作成等が市町村長に義務付けられたことを受け、一定の条件のもとで避難支援等関係者となる地区居住者等に名簿情報が提供される場合もあり得ます。

これらの名簿情報を活用しつつ、個別避難計画の作成<sup>※2</sup>や、消防団、自主防災組織等と連携して訓練等を行うことも有用です。なお、その際には、個人情報の取扱いに十分に留意することが必要です。



4. 計画の作成

- ※1 避難行動要支援者名簿  
避難行動要支援者について、氏名や性別、住所などの要支援者の情報のほか、緊急連絡先や避難支援者、避難場所など、詳細な情報が記載されている。なお、名簿対象者の要件は各市町村において定められる。
- ※2 個別避難計画  
避難行動要支援者名簿に登録された避難行動要支援者ごとに作成する計画で、当該要支援者の避難支援等を実施するための具体的な支援内容等についてまとめたもの。



### ③ 避難所運営

#### ア 事前準備

地区で避難所を運営する場合には、行政やボランティア団体と連携し、事前に役割分担等（班編成やその役割、避難所のルール、食料の配布方法、感染症対策等）を話し合っておきましょう。他地区と協同で避難所運営を行う可能性がある場合は、それらの地区とも事前に役割について話しておきましょう。



また、市町村の避難所運営マニュアルが策定されている場合は、行政との連携が重要となるため、その内容を確認しておきましょう。

#### イ 感染症対策

避難所を運営する上で、新型コロナウイルス感染症などの感染症への対策も行う必要があります。「徳島県避難所運営マニュアル作成指針」の新型コロナウイルス感染症対策編を参照するほか、各市町村の避難所運営マニュアルにおいて、新型コロナウイルス感染症対策が示されている場合は、その内容も確認しておきましょう。



④ 備蓄品等

地区で備蓄している物資や資機材も確認しておきましょう。まずは、地区で備蓄する物資や資機材の内容・保管場所・管理者などを確認して、一覧表として整理しておきましょう。

確認と合わせて、不足するものや、期限切れ間近のものなど、追加や補充が必要なものについての検討も行いましょう。



<備蓄品管理表の記載例> 

備蓄品名 資機材名	数量	購入 年月日	保存期限	保管場所	管理者
飲料水	600ℓ	2013. 10. 1	2023. 8. 31	〇〇小学校 3階 保管室	A市教育委員会
乾パン	500 食	2018. 9. 4	2023. 7. 20	〇〇小学校 3階 保管室	A市教育委員会
アルファ米	500 食	2018. 9. 4	2023. 7. 20	〇〇小学校 3階 保管室	A市教育委員会
アルコール消毒液	100ℓ	2020. 10. 10	2023. 9. 20	〇〇小学校 3階 保管室	A市教育委員会
マスク	800 枚	2020. 10. 10	-	〇〇小学校 3階 保管室	A市教育委員会
発電機	1 基	2014. 7. 1	-	△△公民館 屋上 倉庫	B町自主防災会
テント	20 張	2016. 10. 5	-	△△公民館 屋上 倉庫	B町自主防災会
携帯トイレ	100 個	2016. 10. 5	-	△△公民館 屋上 倉庫	B町自主防災会
アルコール消毒液	30ℓ	2020. 7. 1	2023. 6. 20	△△公民館 屋上 倉庫	B町自主防災会
マスク	300 枚	2020. 7. 1	-	△△公民館 屋上 倉庫	B町自主防災会
飲料水	250ℓ	2020. 9. 22	2030. 8. 31	△△公民館 2階 調理室	B町自主防災会
スープ	300 食	2020. 9. 22	2025. 8. 10	△△公民館 2階 調理室	B町自主防災会
飲料水	150ℓ	2018. 5. 1	2028. 3. 31	☆☆会館 1階 事務室	C町婦人会
アルファ米	100 食	2022. 6. 11	2027. 4. 30	☆☆会館 1階 事務室	C町婦人会

★（一覧の掲載例） → **地区防災計画ひな形 P.26 参照**

★（一覧の様式） → **マニュアル巻末資料集 様式3参照**

⑤ 関係機関との連携

平常時から、連携が必要な関係機関を考え、顔の見える関係を作っておきましょう。

以下に、災害時に連携する機関や、要請・問合せをする可能性がある行政機関等の一部を例示します。連絡先が分からない場合は、市町村へ問い合わせ、確認しましょう。

<関係機関の例>

連絡先	問合せ、要請内容等
市町村の防災担当課、 最寄りの支所等	被害状況や避難情報等の市町村対応の確認など
市町村消防本部、 管轄消防組合等	火災発生場所の通報または確認、出動状況の確認など
最寄りの警察署、交番、 駐在所等	交通規制情報の確認、事故の通報など
救急指定医療機関、地域内の 医療機関など	受入れ状況の確認など
市町村の上水道担当課など	断水の復旧状況の確認、水道管の破裂の報告など
市町村の下水道担当課など	断水の復旧状況の確認、排水管の破裂の報告など
四国電力送配電株式会社 最寄りの支社、事業所など	停電の復旧状況の確認、電線の切断・垂れ下がりの報告 など
ガス販売事業者など	ガスの復旧状況の確認、ガス漏れの報告など
四国地方整備局徳島河川国道 事務所、徳島県など	道路の復旧状況の確認、被災箇所の報告など

★（一覧の掲載例） → [地区防災計画ひな形 P.27 参照](#)

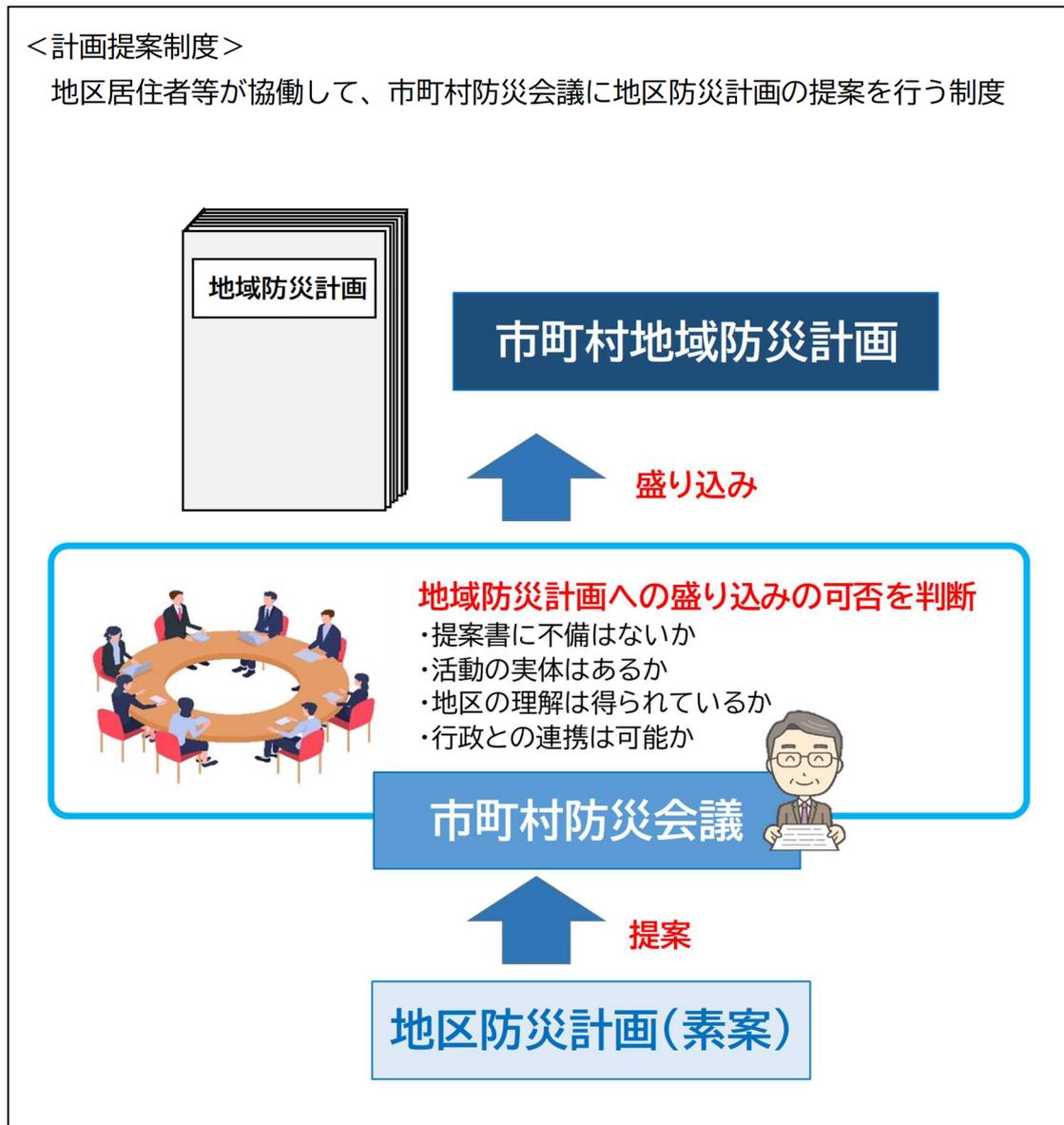
★（一覧の様式） → [マニュアル巻末資料集 様式4 参照](#)

## ステップ④ 計画を提案する

市町村の防災会議に対して、策定した地区防災計画の素案を市町村の地域防災計画に定めることを提案します。地域防災計画に定められることにより、市町村全体の活動と地区居住者等との連携が図られ、地域防災力の底上げに繋がります。

### <計画提案制度>

地区居住者等が協働して、市町村防災会議に地区防災計画の提案を行う制度



### ステップ⑤ 作成した計画をもとに訓練を行う

地区居住者等が、地区防災計画に定められている災害時の活動を確認するとともに、その実効性を図るため、災害を想定した訓練を行い、結果を振り返りましょう。

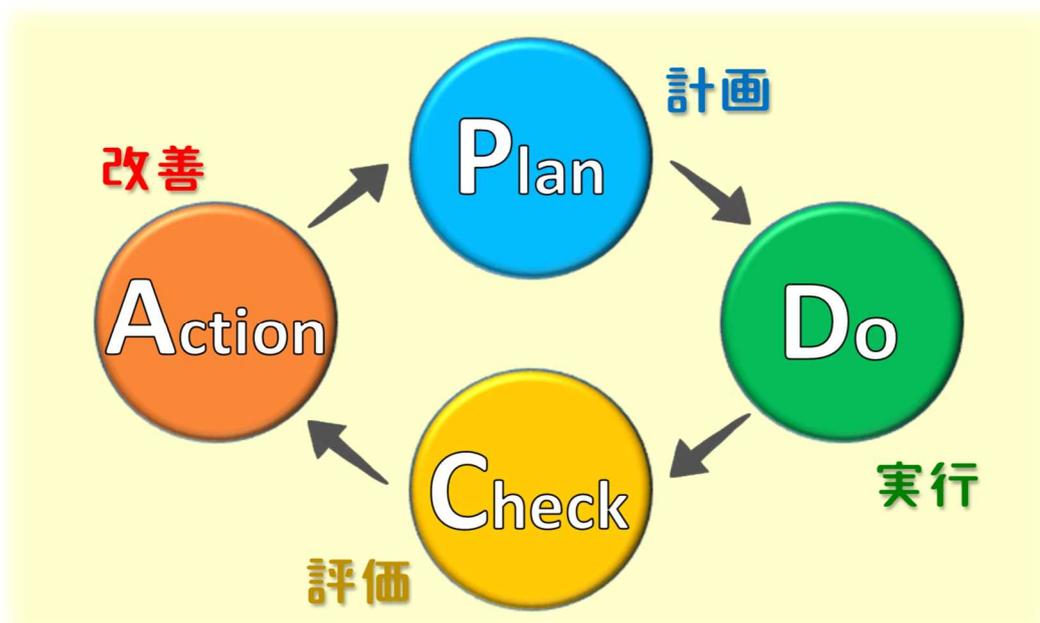
計画策定後も、定期的に災害を想定した訓練を実施し、その結果を振り返りましょう。市町村が定期的に行っている避難訓練や避難所運営訓練、総合防災訓練などの訓練の中で実践してみることも有効です。訓練を行うことで、継続的に地区防災計画の実効性を維持・向上させましょう。

### ステップ⑥ 訓練をもとに地区防災計画を見直す

地区防災計画をもとにした訓練等の結果を振り返り、地区防災計画の見直しを行いましょう。

P.2の「2. 地区防災計画とは」でも述べたように、計画は策定して終わりということではなく、継続して見直していくことで、計画の改善を図り、地域防災力を高めていく必要があります。地区防災計画の作成を通して、地域防災力を向上させるためには、「地区の特性の整理及び地区防災計画の作成（PLAN）」、「緊張感を持たせた訓練の実施、防災意識の啓発を組み込んだ幅広いイベントの推進等（DO）」、「訓練・イベント終了後の成果発表と状況確認、評価、問題点のチェック等（CHECK）」、「地区防災計画、防災訓練等の見直し・改善のための行動等（ACTION）」というPDCAサイクルにより、機能を高めながら、実践的な行動へと結び付けることが重要になります。

そのため、このPDCAサイクルを繰り返して、計画の見直しや改訂を行う仕組みを構築する必要があります。



ステップ⑤の訓練結果を振り返り、見つかった課題などを検討し、地区防災計画に反映させましょう。

計画策定後も、定期的な訓練及び振り返りを踏まえて、定期的に地区防災計画の見直しを行いましょう。その際、見直した内容によっては、再度計画提案を行い、市町村防災会議で判断することになる場合があります。そのため、計画の見直しの際には、市町村の担当課に相談しておきましょう。

## ～参考資料～

地区防災計画ガイドライン

平成 26 年 3 月 内閣府（防災担当）

<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/pdf/guidline.pdf>

地区防災計画モデル事業報告書 ― 平成 26～28 年度の成果と課題 ―

平成 29 年 3 月 内閣府（防災担当）

<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/pdf/houkokusho.pdf>

地区防災計画の素案作成支援ガイド ～地方公共団体の職員の方々へ～

令和 2 年 3 月 内閣府（防災担当）

<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/pdf/sienguide.pdf>

# 巻末資料集

資料1. 計画策定の参考となる資料等

資料2. 防災まち歩き・ワークショップでの意見の整理について（参考）

資料3. タイムライン作成について（参考）

様式1. 組織体制（班編成表）

様式2. 指定避難所及び指定緊急避難場所一覧

様式3. 備蓄品等保管場所一覧

様式4. 関係機関等連絡先一覧



## 資料1. 計画策定の参考となる資料等

地区防災計画ガイドライン（内閣府） 平成 26 年 3 月発行
地区居住者等が、地区防災計画について理解を深め、地区防災計画を実際に作成したり、計画提案を行ったりする際に活用できるように、制度の背景、計画の基本的な考え方、計画の内容、計画提案の手続、計画の実践と検証等について説明したガイドラインです。 <a href="https://www.bousai.go.jp/kyoiku/pdf/guidline.pdf">https://www.bousai.go.jp/kyoiku/pdf/guidline.pdf</a>
地区防災計画モデル事業報告書（内閣府） 平成 29 年 3 月発行
地区防災計画の策定に取り組む計 44 地区をモデル地区として支援すると同時に、「地区防災計画制度の普及促進の在り方に関する有識者懇談会」でモデル地区において得られた知見の整理や本制度の今後の普及促進策について議論し、3 年度分の活動報告を取りまとめた報告書です。 <a href="http://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/pdf/houkokusho.pdf">http://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/pdf/houkokusho.pdf</a>
地区防災計画ライブラリ（内閣府） 平成 31 年 4 月開設
これから地区防災計画の策定を目指す方々や、既に策定された地区防災計画の更なる改善を目指す方々に向けて、全国の地域防災計画に反映された地区防災計画の原文を、地域別・テーマ別に掲載したサイトです。策定に至るまでのストーリー事例も掲載されています。 <a href="https://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/chikubo/chikubo/index.html">https://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/chikubo/chikubo/index.html</a>
徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）の公表について 平成 25 年 7 月 31 日公表
南海トラフ巨大地震が発生したときの「人的・建物被害」の様相を市町村別に明らかにしたものです。 <a href="https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2013071900016/">https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2013071900016/</a>
徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）の公表について 平成 25 年 11 月 25 日公表
南海トラフ巨大地震が発生したときの「ライフライン被害・交通施設被害・生活支障等」の様相を市町村別に明らかにしたものです。 <a href="https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2013112100023/">https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2013112100023/</a>
徳島県中央構造線・活断層地震被害想定公表について 平成 29 年 7 月 25 日公表
「中央構造線・活断層地震」が発生した際の、「揺れ」や「火災」による「人的被害」や「建物被害」、断水や停電といった「ライフライン被害」の様相を市町村別に明らかにしたものです。 <a href="https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2017072500091/">https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2017072500091/</a>

徳島県総合地図提供システム
<p>各種情報を徳島県の地図に重ねて利用することができる地図総合ポータルサイトです。南海トラフ巨大地震、洪水、高潮等の各種災害の被害想定や浸水想定区域、平成26年台風12号11号浸水痕跡マップ等の情報について確認することができます。</p> <p><a href="https://maps.pref.tokushima.lg.jp/">https://maps.pref.tokushima.lg.jp/</a></p>
徳島県水防・砂防情報マップ
<p>土砂災害警戒区域、洪水・高潮浸水想定区域等を確認することができます。</p> <p><a href="https://www.sabo.pref.tokushima.lg.jp/map/Top.aspx">https://www.sabo.pref.tokushima.lg.jp/map/Top.aspx</a></p>
洪水タイムライン（案）の見直しについて
<p>徳島県が公表している河川ごとの洪水タイムラインを確認することができます。</p> <p><a href="https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kendozukuri/kasen/5049653/">https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kendozukuri/kasen/5049653/</a></p>
高潮タイムライン（案）の公表について
<p>徳島県が公表している海岸ごとの高潮タイムラインを確認することができます。</p> <p><a href="https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kendozukuri/kasen/5049588/">https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kendozukuri/kasen/5049588/</a></p>
ファミリータイムライン作成の手引きについて
<p>家族が安全に避難するための避難行動計画である「ファミリータイムライン作成の手引き」などを確認することができます。</p> <p><a href="https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kendozukuri/kasen/5027429/">https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kendozukuri/kasen/5027429/</a></p>
防災気象情報と警戒レベルとの対応について（気象庁）
<p>防災気象情報をもとにとるべき行動、相当する警戒レベル、対応する行動などについての解説が掲載されています。</p> <p><a href="https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/alertlevel.html">https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/alertlevel.html</a></p>

資料2. 防災まち歩き・ワークショップでの意見の整理について（参考）

ステップ1/6 下図の準備

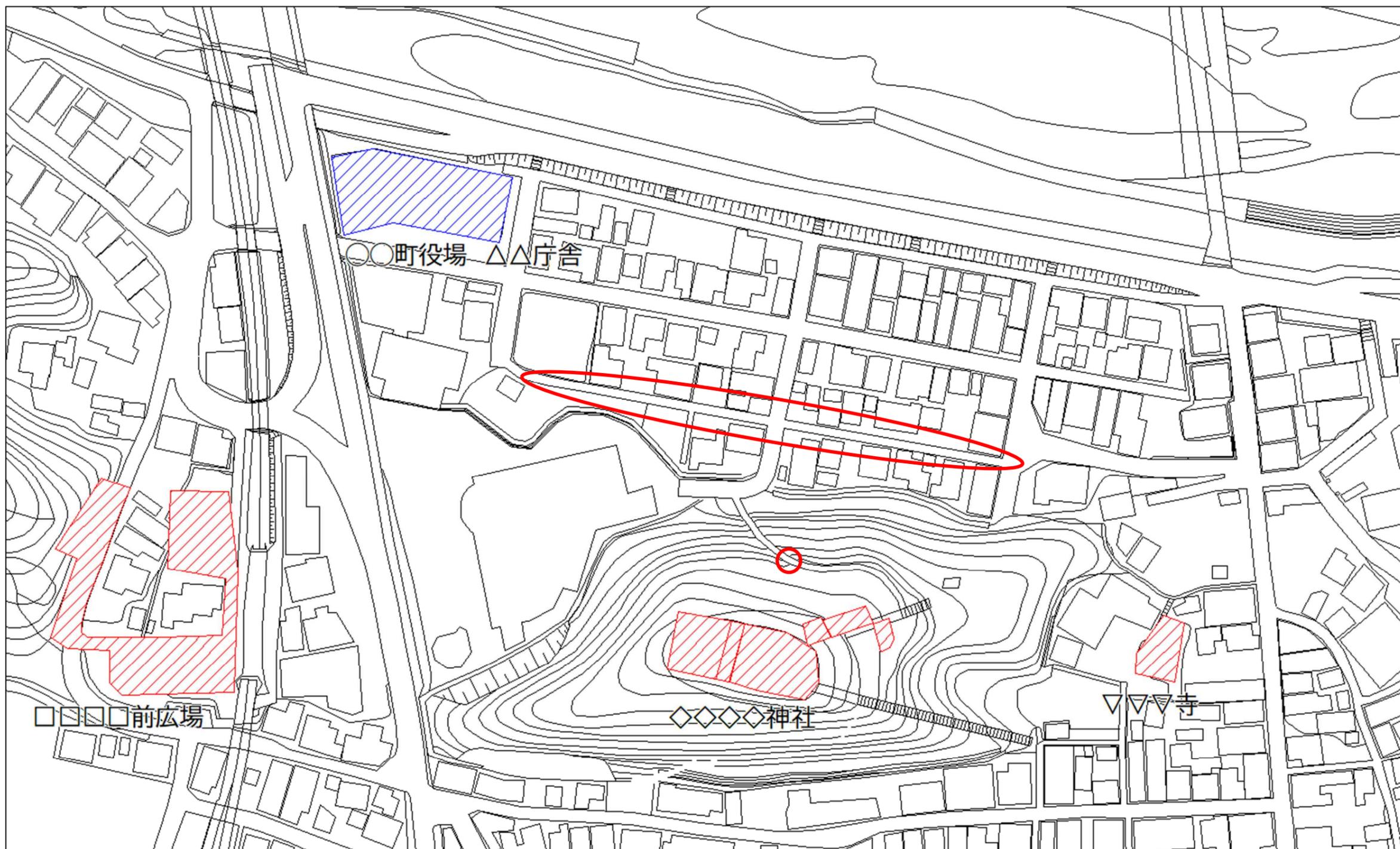


避難場所(洪水時)

避難場所(津波時)

地図に津波時、洪水時の避難場所が示されている状態です。

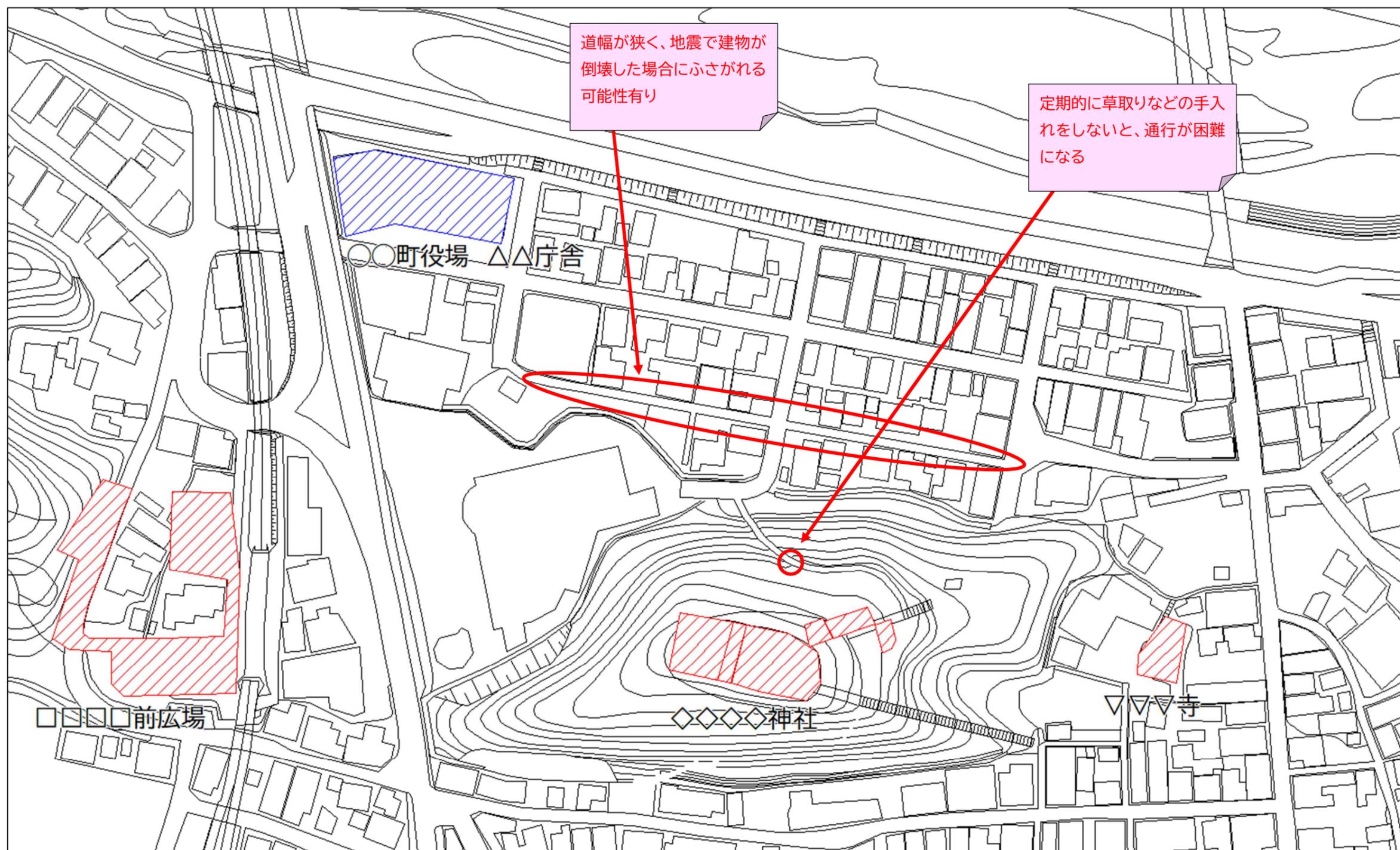
ステップ 2/6 避難時の危険箇所の抽出



-  避難場所(洪水時)
-  避難場所(津波時)
-  危険箇所

普段、危険だと感じている箇所に印(例では赤丸)をします。

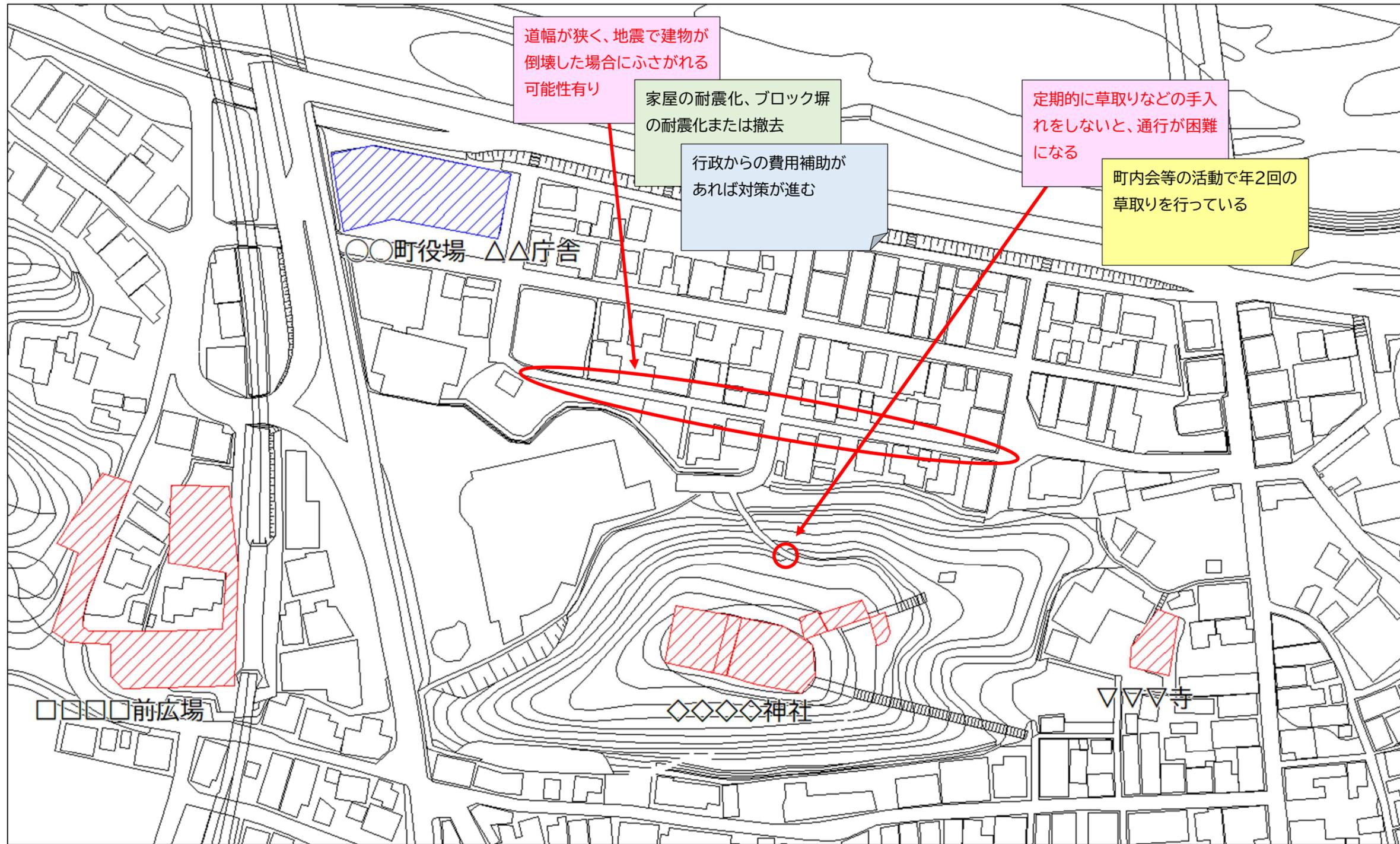
ステップ3/6 危険要因の整理



-  避難場所(洪水時)
-  避難場所(津波時)
-  危険箇所
-  危険箇所と考える理由

印をした理由をピンク色の付箋等に記載して貼り付けます。

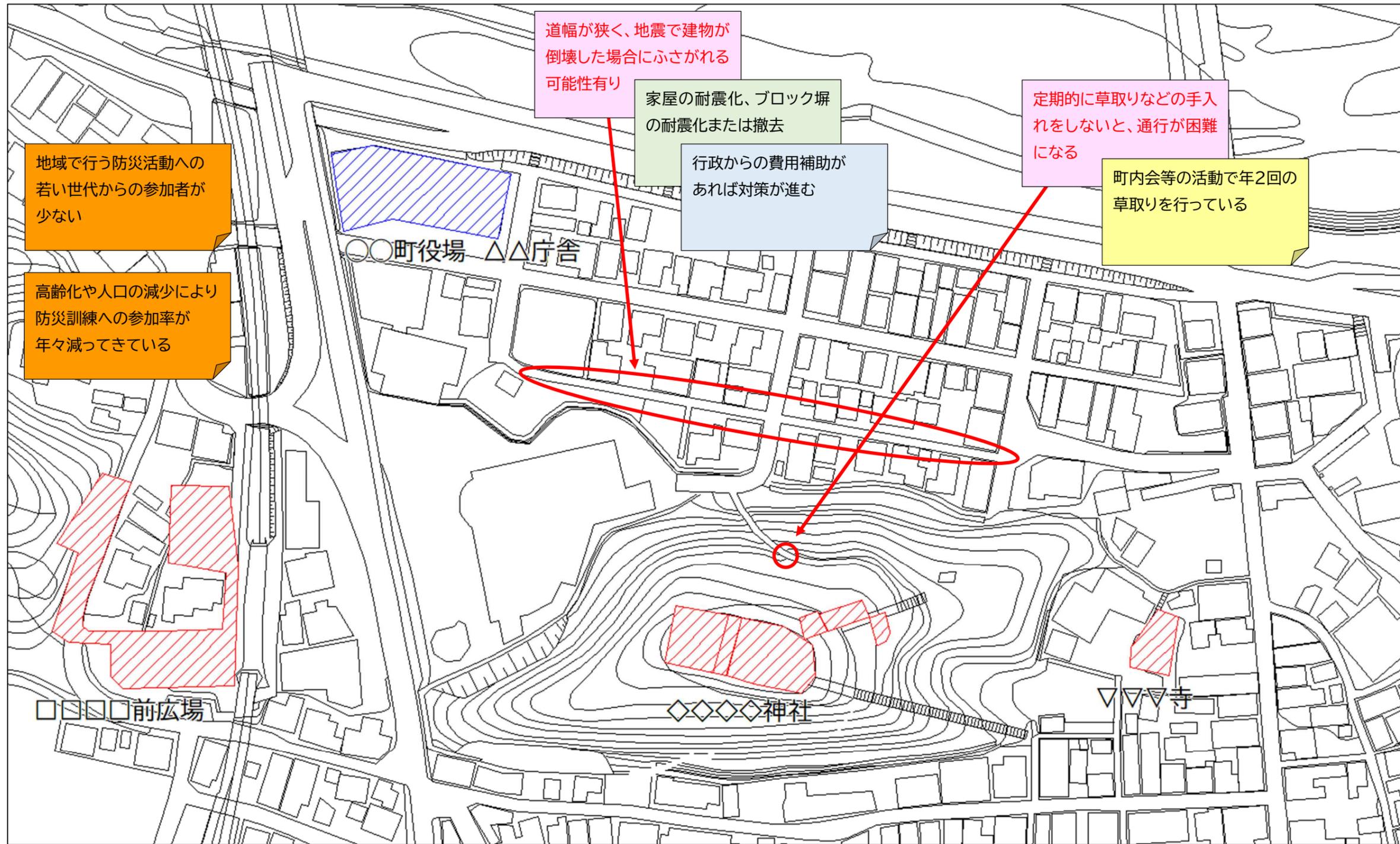
ステップ 4/6 対策の検討



- |   |  |  |
|---|--|--|
|  避難場所(洪水時)         |  避難場所(津波時)            |  危険箇所 |
|  危険箇所と考える理由        |  実施済または実施中の危険箇所への対策内容 |  |
|  危険箇所への対策内容(自助・共助) |  危険箇所への対策内容(公助)       |  |

住民たちの自助または共助の力で対策ができる場合は緑の付箋で、行政などの公助の力が必要な場合は青の付箋で対策を示します。また、既に対策を実施している場合は、黄色の付箋で対策を示します。

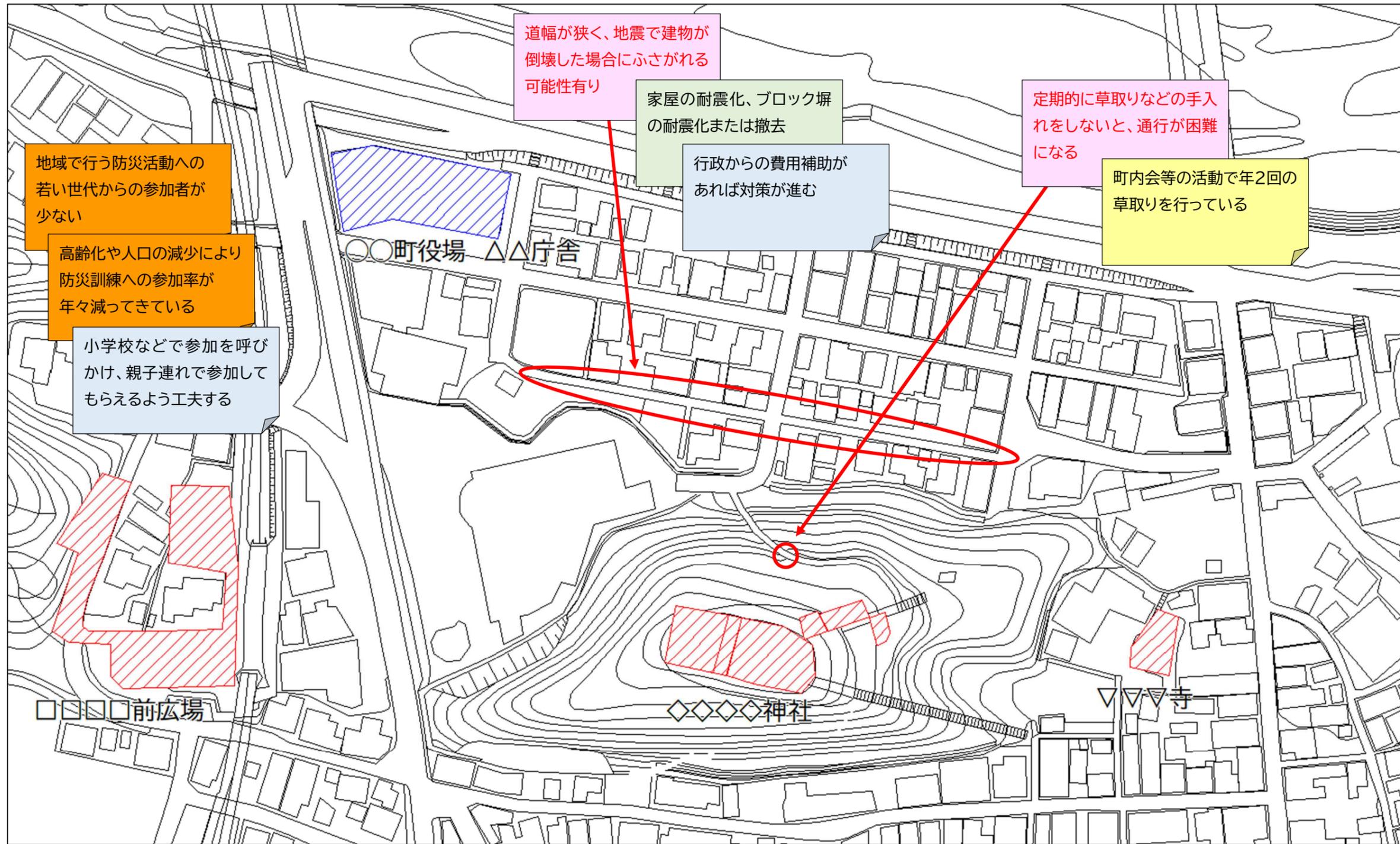
ステップ5/6 その他の課題



- 避難場所(洪水時)
- 避難場所(津波時)
- 危険箇所
- 危険箇所と考える理由
- 実施済または実施中の危険箇所への対策内容
- 危険箇所への対策内容(自助・共助)
- 危険箇所への対策内容(公助)
- その他の課題

避難時における課題以外で、地域の抱える課題等があれば意見を出してもらい、オレンジ色の付箋に示します。

ステップ6/6 その他の課題に対する検討



- 避難場所(洪水時)
- 避難場所(津波時)
- 危険箇所
- 危険箇所と考える理由
- 実施済または実施中の危険箇所への対策内容
- 危険箇所への対策内容(自助・共助)
- 危険箇所への対策内容(公助)
- その他の課題

地域の抱える課題等に対して、解決策を検討して意見を出してもらい、該当する色の付箋に示します。

### 資料3. タイムライン作成について（参考）

<タイムラインとは>

防災における「タイムライン」とは、災害時に発生する状況を想定し、「いつ」、「誰が」、「何をするか」という行動を時系列で整理した計画のことです。災害から身を守るため、災害時に「いつ」、「どのような」行動を取るかを、事前に時系列で整理しておくことで、いざというときに慌てることなく行動できます。

地区防災計画を策定する上でも、個人や家族はもちろん、自主防災組織等の地区の防災体制における各班の役割や行動をタイムラインに整理しておくことで、災害時においても、計画に基づいた活動が実施しやすくなります。

<とるべき行動や役割>

タイムラインでは、気象庁や自治体から発表される防災気象情報の「警戒レベル」を目安にして、時間軸で行動を考えていきます

警戒レベルが意味する危険度を知り、「警戒レベル〇が発令されたら〇〇〇する」といったように、行動内容を考えてみましょう。

◆例：個人または家族のとるべき行動

平常時	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難訓練等を通じて、地区内の避難場所や避難所、または主な避難経路を把握しておく</li><li>・個人または家族分の飲料水、食料、物資を備蓄しておく</li></ul>
台風発生 ～ 災害発生前 (警戒レベル1～2)	<ul style="list-style-type: none"><li>・気象予報・水位情報などの情報を確認し、今後の対策を検討する</li><li>・テレビ・ラジオなどで気象情報を確認しておき、いつでも避難できるよう準備する</li></ul>
高齢者等避難 発令 (警戒レベル3)	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難行動要支援者やその家族は避難を行う</li></ul>
避難指示 発令 (警戒レベル4～5)	<ul style="list-style-type: none"><li>・全員が避難を行う（避難場所への移動が危険を伴う場合は、他の安全な場所や建物の上階へ避難する）</li><li>・直ちに自身の安全を確保するため、最善の行動をとる</li></ul>
警報等解除後	<ul style="list-style-type: none"><li>・自宅等の被災で避難所生活を余儀なくされる場合は、他の避難者と協力して避難所運営に携わる</li></ul>

◆例：自主防災組織等の役割

<p>平常時</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火訓練・救命講習の実施または参加</li> <li>・ 炊き出し訓練を実施する</li> <li>・ 緊急時の連絡網を作成する</li> </ul>
<p>台風発生 ～ 災害発生前 (警戒レベル1～2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象予報・水位情報などの情報を自主防災組織等で共有し、今後の対策を検討する</li> <li>・ (災害の発生に備えて) 防災関係機関との連携を取る</li> </ul>
<p>高齢者等避難 発令 (警戒レベル3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難行動要支援者の避難支援を行う</li> <li>・ 避難者名簿の作成、管理</li> <li>・ 避難者への配布に必要な飲料水、食料、物資等の配分を行う</li> </ul>
<p>避難指示 発令 (警戒レベル4～5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難誘導を行うとともに、自身も避難する</li> <li>・ 要配慮者等の増加に応じて避難所内の配置を検討する</li> <li>・ 避難所に来ていない地区住民の確認</li> </ul>
<p>警報等解除後</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役割を分担して避難所を運営する</li> <li>・ 避難所と防災関係機関の調整を行う</li> <li>・ 炊き出しを実施する</li> <li>・ 支援物資の管理、配分を行う</li> </ul>

◆検討方法

タイムラインの検討は、ワークショップ等の集まりを通じて検討することが望まれます。

個人または家族のとりべき行動や、自主防災組織等の役割を行う時間軸について、他者と意見交換をすることにより、一人では気づかなかった「避難の備えやタイミング」、「避難場所の選定や避難ルート」、「平常時にできること」を知り得ることができます。













# 徳島県地区防災計画策定マニュアル

令和5年3月

発行・編集 徳島県 危機管理環境部 とくしまゼロ作戦課 事前復興室